



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1482	平成25年度ラジオ技術調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
1483	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	3
1484	〃	( 〃 ).....	3
1485	〃	( 〃 ).....	4
1486	〃	( 〃 ).....	4
1487	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	5
1488	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	5
1489	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	5
1490	〃	( 〃 ).....	5
1491	〃	( 〃 ).....	6
1492	生活保護法による指定施術機関の廃止	( 〃 ).....	6
1493	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課).....	6
1494	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	7
1495	大規模小売店舗の変更の届出	( 〃 ).....	8
1496	公共測量の実施	(技術調査課).....	9
1497	〃	( 〃 ).....	9
1498	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1499	〃	( 〃 ).....	9
1500	平成3年和歌山県告示第833号（海岸保全区域の指定）の一部改正	(港湾空港課).....	10
1501	平成24年和歌山県告示第769号（海岸保全区域の指定）の一部改正	( 〃 ).....	13

### ○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	13
--	------------------	------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1482号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成25年度ラジオ技術調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

平成25年度ラジオ技術調査業務委託

##### (2) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年12月20日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、次のイからケまでに掲げる書類について、その提出を省略することができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

ウ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない当該人の住民票

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

サ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写しと業務内容のわかる仕様書等の資料

- (2) (1) のア、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成25年12月20日（金）から平成26年1月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成25年12月25日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 平成25年12月20日（金）から平成26年1月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時3

0分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成26年1月6日（月）午後1時までに、和歌山県企画部企画政策局情報政策課へ必着させること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2407

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メール e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成26年1月10日（金）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

---

和歌山県告示第1483号

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月28日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区

5 認証年月日

平成25年12月10日

---

和歌山県告示第1484号

和歌山県橋本市柏原・出塔の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月20日

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成25年1月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市柏原・出塔の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市柏原・出塔の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年12月10日

**和歌山県告示第1485号**

和歌山県橋本市隅田町芋生・隅田町垂井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町芋生・隅田町垂井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町芋生・隅田町垂井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年12月10日

**和歌山県告示第1486号**

和歌山県橋本市恋野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年8月5日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市恋野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市恋野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年12月10日

## 和歌山県告示第1487号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年2月3日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年12月2日

## 2 名称

特定非営利活動法人憩楽クラブかつらぎ

## 3 代表者の氏名

藤井幹雄

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東395番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域と密着した総合型クラブの活動を通して、地域住民の健康づくりやまちづくりの推進、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社アイリス	岩出市吉田252番地の4	ヘルパーステーションアイリス	岩出市中島611番地の1 フレグランスの207号室	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.10.29

## 和歌山県告示第1489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ひだまり	田辺市中辺路町栗栖川454-2	ケアプランセンターひだまりの華	田辺市中辺路町栗栖川454-2	居宅介護支援事業	平成25.9.17

## 和歌山県告示第1490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社愛夢	和歌山市中673-97	デイサービスこころね	紀の川市西井阪139-2	通所介護・介護予防通所介護	平成25.9.27

#### 和歌山県告示第1491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人同仁会	海南市築地1番地の50	辻整形外科	海南市築地1番地の50	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成25.11.1
合同会社アイリス	岩出市吉田252番地の4	ヘルパーステーションアイリス	岩出市吉田252番地の4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.10.29
みとうメディカル株式会社	大阪市住吉区长居東4丁目6番8号	デイサービスみとうの里	橋本市隅田町下兵庫1047-2	通所介護・介護予防通所介護	平成25.11.1

#### 和歌山県告示第1492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	名称	所在地	廃止年月日
田柔38-23	井上博紀	長嶋鍼灸整骨院風雅	田辺市今福町110 銀座壺番1F2号	平成25.11.30

#### 和歌山県告示第1493号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
30100007 1	特別養護老人ホームなつあけの里ささゆり苑	有田郡広川町上津木字夏明1464-4	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下津木1105-5	平成 25.10.1
30100007 2	ファミリーハウス	西牟婁郡上富田町岡627-1	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 (チューブの接続及び注入開始を除く。)	有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	平成 25.10.1

## 和歌山県告示第1494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ホームプラザナフコかつらぎ店  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原601番 外6筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年8月11日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,644㎡
- 駐車場の収容台数  
56台
- 駐輪場の収容台数  
20台
- 荷さばき施設の面積  
80.0㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量  
24.75㎡
- 開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後9時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時45分から午後9時15分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

- 14 届出年月日

平成25年12月10日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年12月20日から平成26年4月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1495号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーエバグリーン福島店

和歌山県和歌山市福島89番1 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 永見信之

大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

- 3 変更する事項

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）4箇所 敷地西側、敷地西側、敷地南側、敷地南側

（変更後）2箇所 敷地西側、敷地西側

- 4 変更年月日

平成25年12月6日

- 5 変更する理由

地元要望に対応するため

- 6 届出年月日

平成25年12月5日



7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年12月20日から平成26年4月21日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1496号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき橋本市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年12月16日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市の一部

和歌山県告示第1497号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 数値撮影(デジタル)、写真地図作成(デジタルオルソ)
- 2 作業期間 平成25年12月6日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市の一部

和歌山県告示第1498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字稗田217番1地先から同市和田字佃155番1地先まで	旧	8.42 } 9.83	208.71	
同上	新	9.38 } 12.89	208.71	

和歌山県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字佃193番1地先から同市和田字佃160番1地先まで	新	23.80 } 26.61	274.34	

和歌山県告示第1500号

平成3年和歌山県告示第833号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 指定区域

基点1から基点77までの各基点を順次結んだ線並びに基点77、補助点34、33、32、31、30、29、28、27、26、25、24、23、22、21、20、19、18、17、16、15、14、13、12、11、10、9、8、7、6、5、4、3、2、1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域並びに補助点35から38までの各補助点を順次結んだ線により囲まれた区域

(6) 基点及び補助点の表示（角度は磁角とする。）

基点

- 1 和歌山県日高郡由良町大字神谷  
北緯 33度57分11秒  
東経 135度04分55秒
- 2 基点1からS65度00分E線上88.0メートルの地点
- 3 " 2からN80度30分E線上78.0メートルの地点
- 4 " 3からN51度50分E線上75.0メートルの地点
- 5 " 4からS55度50分E線上72.0メートルの地点
- 6 " 5からN84度35分E線上47.0メートルの地点
- 7 " 6からS5度25分E線上62.0メートルの地点
- 8 " 7からN84度35分E線上413.0メートルの地点
- 9 " 8からN5度25分W線上103.0メートルの地点
- 10 " 9からN52度20分W線上25.0メートルの地点
- 11 " 10からS84度35分W線上270.0メートルの地点
- 12 " 11からN5度25分W線上139.0メートルの地点
- 13 " 12からN88度10分E線上53.0メートルの地点
- 14 " 13からS82度40分E線上140.0メートルの地点
- 15 " 14からN23度20分E線上69.0メートルの地点

- |    |                            |
|----|----------------------------|
| 16 | 15からN60度45分E線上47.0メートルの地点  |
| 17 | 16からN85度00分E線上65.0メートルの地点  |
| 18 | 17からN0度00分N線上4.0メートルの地点    |
| 19 | 18からN88度01分E線上39.0メートルの地点  |
| 20 | 19からS74度00分E線上94.0メートルの地点  |
| 21 | 20からS22度45分E線上22.0メートルの地点  |
| 22 | 21からS43度20分E線上108.0メートルの地点 |
| 23 | 22からS54度35分E線上41.0メートルの地点  |
| 24 | 23からN87度30分E線上82.0メートルの地点  |
| 25 | 24からN70度00分E線上42.0メートルの地点  |
| 26 | 25からS87度30分E線上100.0メートルの地点 |
| 27 | 26からN79度30分E線上102.0メートルの地点 |
| 28 | 27からS81度00分E線上126.0メートルの地点 |
| 29 | 28からN80度00分E線上58.0メートルの地点  |
| 30 | 29からN44度00分E線上80.0メートルの地点  |
| 31 | 30からN55度30分E線上164.0メートルの地点 |
| 32 | 31からN64度00分E線上118.0メートルの地点 |
| 33 | 32からN46度31分E線上185.0メートルの地点 |
| 34 | 33からN56度12分W線上95.0メートルの地点  |
| 35 | 34からN6度38分W線上44.0メートルの地点   |
| 36 | 35からN2度10分E線上265.0メートルの地点  |
| 37 | 36からN12度25分E線上227.0メートルの地点 |
| 38 | 37からN65度30分E線上287.0メートルの地点 |
| 39 | 38からS22度15分W線上67.0メートルの地点  |
| 40 | 39からS9度40分E線上110.0メートルの地点  |
| 41 | 40からS14度55分W線上52.0メートルの地点  |
| 42 | 41からS46度35分W線上73.0メートルの地点  |
| 43 | 42からS14度20分W線上66.0メートルの地点  |
| 44 | 43からS19度55分E線上77.0メートルの地点  |
| 45 | 44からN78度55分E線上191.0メートルの地点 |
| 46 | 45からS82度58分E線上300.0メートルの地点 |
| 47 | 46からN62度50分E線上208.0メートルの地点 |
| 48 | 47からS82度45分E線上268.0メートルの地点 |
| 49 | 48からS40度50分E線上124.0メートルの地点 |
| 50 | 49からS25度35分E線上115.0メートルの地点 |
| 51 | 50からS28度25分W線上100.0メートルの地点 |
| 52 | 51からS55度30分W線上75.0メートルの地点  |
| 53 | 52からS87度02分W線上92.0メートルの地点  |
| 54 | 53からS13度55分E線上110.0メートルの地点 |
| 55 | 54からN63度50分E線上25.0メートルの地点  |
| 56 | 55からN81度30分E線上81.0メートルの地点  |
| 57 | 56からS89度10分E線上157.0メートルの地点 |
| 58 | 57からS26度10分E線上29.0メートルの地点  |
| 59 | 58からN73度00分E線上239.0メートルの地点 |

- 60 " 59からS27度10分E線上40.0メートルの地点
- 61 " 60からS47度20分E線上80.0メートルの地点
- 62 " 61からS79度40分W線上34.0メートルの地点
- 63 " 62からN33度50分W線上94.0メートルの地点
- 64 " 63からS73度40分W線上35.0メートルの地点
- 65 " 64からS16度10分E線上12.0メートルの地点
- 66 " 65からS73度40分W線上20.0メートルの地点
- 67 " 66からS24度10分E線上37.0メートルの地点
- 68 " 67からS24度10分E線上17.0メートルの地点
- 69 " 68からS73度00分W線上7.0メートルの地点
- 70 " 69からN24度10分W線上17.0メートルの地点
- 71 " 70からS73度00分W線上134.0メートルの地点
- 72 " 71からS24度10分E線上5.0メートルの地点
- 73 " 72からS73度00分W線上2.5メートルの地点
- 74 " 73からN24度10分E線上5.0メートルの地点
- 75 " 74からS73度00分W線上44.5メートルの地点
- 76 " 75からS73度00分W線上130.0メートルの地点
- 77 " 76からS26度20分E線上57.0メートルの地点

## 補助点

- 1 基点1からS39度24分W線上100.0メートルの地点
- 2 " 1からS10度20分W線上175.0メートルの地点
- 3 " 3からS23度35分E線上53.0メートルの地点
- 4 " 4からS4度00分E線上63.0メートルの地点
- 5 " 6からS34度20分W線上78.0メートルの地点
- 6 " 7からS39度00分W線上71.0メートルの地点
- 7 " 8からS51度40分E線上74.0メートルの地点
- 8 " 9からN71度10分E線上58.0メートルの地点
- 9 " 21からS32度55分W線上140.0メートルの地点
- 10 " 23からS46度50分W線上157.0メートルの地点
- 11 " 24からS3度00分E線上93.0メートルの地点
- 12 " 26からS3度00分E線上94.0メートルの地点
- 13 " 28からS22度30分E線上125.0メートルの地点
- 14 " 32からS43度00分E線上140.0メートルの地点
- 15 " 33からS87度35分E線上77.0メートルの地点
- 16 " 35からN70度40分E線上55.0メートルの地点
- 17 " 36からS83度10分E線上50.0メートルの地点
- 18 " 37からS51度15分E線上56.0メートルの地点
- 19 " 38からS42度20分W線上128.0メートルの地点
- 20 " 43からS82度40分W線上40.0メートルの地点
- 21 " 44からS28度15分W線上48.0メートルの地点
- 22 " 45からS5度05分E線上38.0メートルの地点
- 23 " 46からS57度25分E線上98.0メートルの地点
- 24 " 47からS6度01分E線上100.0メートルの地点
- 25 " 48からS29度40分W線上105.0メートルの地点

- 26 // 50からS75度30分W線上100.0メートルの地点
- 27 // 53からN47度25分W線上90.0メートルの地点
- 28 // 54からS76度00分W線上50.0メートルの地点
- 29 // 54からS23度30分W線上145.0メートルの地点
- 30 // 54からS13度55分E線上130.0メートルの地点
- 31 // 54からS48度40分E線上75.0メートルの地点
- 32 // 75からN58度40分W線上75.0メートルの地点
- 33 // 76からN65度40分W線上80.0メートルの地点
- 34 // 77からS72度00分W線上50.0メートルの地点
- 35 // 7からS27度00分W線上87.0メートルの地点
- 36 // 7からS0度00分W線上519.0メートルの地点
- 37 // 7からS11度00分E線上516.0メートルの地点
- 38 // 7からS40度00分E線上91.0メートルの地点

**和歌山県告示第1501号**

平成24年和歌山県告示第769号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第5項を次のように改める。

5 基点の表示

- 基点1 北緯33度56分53秒5817 東経135度05分18秒0031の地点
- 基点2 北緯33度56分56秒2186 東経135度05分20秒1373の地点
- 基点3 北緯33度56分59秒6669 東経135度05分14秒0027の地点
- 基点4 北緯33度56分57秒0299 東経135度05分11秒8686の地点

**公 告**

**公 告**

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成25年12月2日以降無効とする。

平成25年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船以外の船舶	和歌山県 第802203号	平成25年4月9日から 平成27年3月31日まで	東牟婁郡串本町古座162 松本太	紀南県税事務所